

平成24年第8回辰野町議会定例会会議録(17日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 平成24年12月19日 午後3時開議

3. 議員総数 14名

4. 出席議員数 14名

1番	永原良子	2番	岩田清
3番	根橋俊夫	4番	堀内武男
5番	中谷道文	6番	熊谷久司
7番	船木善司	8番	篠平良平
9番	成瀬恵津子	10番	中村守夫
11番	宮下敏夫	12番	三堀善業
13番	宇治徳庚	14番	矢ヶ崎紀男

5. 会議事項

日程第1 議案第1号 辰野町暴力団排除条例の制定について

日程第2 議案第16号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について

日程第3 議案第2号 辰野町桜町世代間交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について

日程第4 議案第5号 辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第15号 辰野町公の施設(桜町世代間交流センター)の指定管理者の指定について

日程第6 議案第6号 平成24年度辰野町一般会計補正予算(第8号)

日程第7 議案第12号 平成24年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算(第2号)

日程第8 議案第14号 平成24年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第9 請願・陳情についての委員長報告

日程第10 追加提出議案の審議について

議案第18号 証人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議員提出議案の審議について

発議第1号 辰野町議会委員会条例の一部を改正する条例について

発議第2号 辰野町議会会議規則の一部を改正する規則について

発議第3号 安心できる介護保険制度の実現を求める意見書の提出について

発議第4号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について

日程第12 議会閉会中の委員会の継続審査について

6. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克彦	副町長	林 龍太郎
教育長	古村 仁士	代表監査委員	小野 眞一
総務課長	小沢 辰一	住民税務課長	松井 夕起子
保健福祉課長	野沢 秀秋	産業振興課長	中村 良治
建設水道課長	漆戸 芳樹	水処理センター所長	一ノ瀬 保弘
教育次長	向山 光	病院事務長	赤羽 博
消防署長	林 国久	福寿苑事務長	宮原 正尚
両小野国保診療所 事務長	宮原 修二	事務局長	百瀬 辰夫

7. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 飯澤 誠

議会事務局庶務係長 赤羽 裕治

8. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第5番 中谷 道文

議席 第7番 船木 善司

9. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。(一同起立)礼。(一同礼)

○議長

定足数に達しておりますので、第8回定例会第17日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したと

おりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、議案第1号、辰野町暴力団排除条例の制定について。日程第2、議案第16号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について、以上2議案を一括議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、船木善司議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（船木）

条例等の委員長報告を行います。本定例会初日、総務産業常任委員会に付託されました、議案第1号、辰野町暴力団排除条例の制定について、議案第16号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について、の2件を去る12日担当課長、担当職員の同席を求め慎重に審査を行いました。以下、委員会の審査内容について報告いたします。議案第1号、辰野町暴力団排除条例の制定について。説明では昨年9月長野県暴力団排除条例が施行され、更に全国多くの市町村で条例化がされている。2つとして従来は事務業務毎に暴力団員の排除を規定してきた。1例として町営住宅等からの排除については町営住宅管理条例での規制。3つとして暴力団は資金獲得行為を多様化させ社会生活、社会経済活動へ不当に介入している、などでした。委員からの当条例の意義といった質問には、暴力団介入の抑止力になる。2つとして今までは警察からの情報開示はなかったものの、制定により情報開示を求めることが可能となった。また町民への周知は広報紙を活用し徹底を図るとのことです。委員からは時宜を得た制定であると、全員一致で可と決しました。議案第16号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について。この議案は辰野パークホテル、観光情報センター「パルティス」、辰野町世代間交流施設「昆虫館」の3施設が25年3月31日をもって指定期間が満了するため、11月から数度にわたり審査会を開催し、管理者候補の選定に至った説明がなされました。まず、たつのパークホテルについて。8名の選定委員により審査会を開催した。2つとして9月24日から10月17日まで指定管理者の募集により株式会社、塚原緑地研究所、株式会社グリーンハウス、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社、マーチャント・バンカーズ株式会社の4社の応募があった、3つとして指定期間は25年4月1日から30年3月31日までの5年間とする。4つ、町からの指定管理料は支払わない。5つとして選定評価は施設の管理に係る基本方針、指定管理期間の年度毎の業務計画及び人員体制、業務の具体的な実施要領等、50項目ほどにわたり検討した。6、更に経営指導員から応募団体の財務力診断、財務分析をいただいた等の説明がなされ、総合評価で株式会社グ

リーンハウスを指定候補としたいといった説明です。委員からは、管理者の変更に伴う雇用についての質問では現在の人員体制を予定しており、個々の雇用については希望によるといった説明。2としてメンテナンス費用の質問には、建物付帯は原則行政持ちとするものの50万円以下の小規模修繕は会社持ちとするとのことでした。観光情報センター「パルティス」について。応募者は、ほたるインターネット辰野、辰野町観光協会、ソーシャルワーキングDENの3業者、指定期間は25年4月1日から28年3月31日まで3年間とする。3、指定管理料は前回と同額の365万円としたい。4として選定評価については経営方針、施設管理、施設運営、団体の理念、収支計画等の細部20項目ほどの評価を実施し、ほたるインターネット辰野を指定候補にしたいとの説明です。委員からは観光振興でのパルティスの有効活用を図るべきと町長要請もしてあるが観光協会に対する評価は、といった質問には、2者の評価は拮抗しているが、観光協会事務局が行政内にある点は指定管理の趣旨からし、いかななものかといった意見がありました。2つとして、既にインターネットの役割は終わったため観光面での有効活用を更に求めるべき、との意見には今後情報収集を図り積極的な情報発信に努めるといった説明です。辰野町世代間交流施設「昆虫館」について。公募によらない指定管理者として幼児期から高齢者まで世代間を超えて共通の興味を持てる昆虫に対して、川島氏の知識ノウハウは管理者として適任である。2として期間は25年4月1日から27年3月31日までの2年間としたい。3、指定管理料は前回同様、年100万円としたい。4、運営管理費等は入場料で賄うとするものです。今後のあり方についての質問では、開設を継続していきたいが指定管理者の公募状況によるものとの説明です。以上3施設の指定管理選定について慎重に審査し提案どおり全員一致で可としました。ここに議案第1号、議案第16号について委員会における審査の結果を報告しました。全議員の賛同をいただき可決くださいますようお願いし、委員長報告とします。

○議長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第1号、辰野町暴力団排除条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決でありま

す。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第1号は、委員長報告のとおり可決されました。続いて議案第16号、辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第3、議案第2号、辰野町桜町世代間交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について。日程第4、議案第5号、辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例について。日程第5、議案第15号、辰野町公の施設（桜町世代間交流センター）の指定管理者の指定について。以上、3議案を一括議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、中村守夫議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（中村）

福祉教育常任委員会の委員長報告を行います。本定例会初日、福祉教育常任委員会に付託されました、議案第2号、辰野町桜町世代間交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について。議案第5号、辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例について。議案第15号、辰野町公の施設（桜町世代間交流センター）の指定管理者の指定について、の3議案について、去る12日町担当職員の同席を求め慎重に審査を行いました。以下、審査の結果を報告いたします。議案第2号、辰野町桜町世代間交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について。本議案は、10月9日竣工の辰野町桜町世代間交流センターの設置及び管理に関する条例の制定をしたいとするものです。議員から、介護予防センターから世代間交流センターに変えた理由は何か、との質問に、国が介護予防対象の補助から高齢者から子どもまで障がい者を含め、年齢に関係なく世代間の交流を深め全ての人が利用できるような施設への補助に変わってきている、との回答でした。国への報告ができるような利用内容を記入するために例えばどのような利用の仕方をするのか、との質

問に、老若男女が万遍なく利用できるようにする、と言った回答でした。利用内容については辰野町第五次総合計画にもあるように、保育園や小学校と福祉施設の交流など世代間の交流を図る。高齢者と保育園や小学校との交流を図り、地区行事などへの積極的な参加を促す、と言ったことでしょうか。子どもも入った交流もあるから、町教育委員会との相談、打ち合わせも必要なのでは、と言った質問に、今後の課題として、庁舎内関係担当者と積極的に検討していきます、と言った回答でした。使用料は町の使用料条例を準用しており、ほかに特に問題はなく委員会全員一致で可といたしました。議案第5号、辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例について。本議案は、少子化対策及び障がい者への福祉向上を図るために、「乳幼児及び児童」の次に「等」を加え、支給対象者の年齢を「満15歳」から「満18歳」まで引き上げる。療育手帳交付者のうち今まで支給対象外だった障がいの程度B2に該当する者を支給対象者に加えたい。最近の社会の風潮から、漢字の「障害」の「害」をひらがなの「がい」に改める。受給者負担金を300円から500円にしたい、との説明でした。国が一律に高校生まで医療費無料、受給者負担金500円とすれば良いが、都道府県ごとに一律でない所に問題がある。今後、意見書を提出するくらい調査研究をしていきたい、との意見もありました。医療費特別給付金対象者、障がい者の説明などもありましたが、特に問題はなく、委員全員一致にて可としました。議案第15号、辰野町公の施設（桜町世代間交流センター）の指定管理者の指定について。本議案は、先の議案第2号の制定を受け指定管理者を指定するものです。議員から指定期間の質問に、指定期間は5年間となっているが、ほかの町内介護予防センターの指定末日に合わせて平成27年3月31日としてある。以後、全センターで合わせていく、と言った説明でした。土地は誰のもの、との質問に町の所有地であり条件は従来の介護予防センターと同じです、と言った説明でした。特に問題はなく、全員一致で可としました。以上、委員会における審査の結果を報告いたしました。全議員の賛同をいただき、可決下さいますようお願い申し上げます。

○議 長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第2号、辰野町桜町世代間交流セン

ターの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第5号、辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第15号、辰野町公の施設(桜町世代間交流センター)の指定管理者の指定についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第6、議案第6号、平成24年度辰野町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○成瀬(9番)

3点について質問させていただきます。まず9ページの農林水産業分担金ですけど、農業体質強化基盤整備促進事業費分担金とその10ページ、その下の10ページの防衛施設周辺民生安定施設整備事業費補助金、このことについて詳しく説明をお願いいたします。あともう1点であります。26ページの農産物加工施設改修工事設計委託料であります。これ、農産物加工施設の場所の予定はどこになっているかお聞きいたします。

○産業振興課長

9ページの分担金から説明をさせていただきます。農業体質強化基盤促進事業でありますけれども、これは23年から25年度の3箇年計画で計画をしたものでありまし

て、既に水路改修、舗装等の工事を実施をしております、この分担金につきましては地元の区からいただく分担金でありまして11%を見込んでいるものであります。事業費の11%を見込んでいるものであります。それから26ページの加工施設の場所でありますけれど、現在検討をしている所につきましてはJAの竜東支所のところであります。以上です。

○建設水道課長

それでは10ページの国庫支出金の土木費、国庫支出金、防衛施設周辺民生安定施設整備事業の補助金でございます。これにつきましてはご存知のとおり松本に松本駐屯がございましてその射撃場が小野の藤沢にございます。小野の藤沢から奥に入る進入路の工事に伴いますものでございまして、本年度新規事業で100%補助で事業を進めております。これにつきましては調査費、支出の方で調査費が必要となりましたのでそれにかかる防衛省の国庫の補助金をいただくものでございます。以上でございます。

○議長

よろしいですか。

○成瀬（9番）

はい。

○議長

ほかにありませんか。

○船木（7番）

16ページをお願いいたします。ここにですね、報償費として弁護士の法律相談謝礼というのがあります。弁護士の法律相談の謝礼はですね年初に予算化してあると思いますけれども、これ、この報償費は何のために予算化しているのかお尋ねします。

○総務課長

お答えいたします。年間の相談料は通年を通してこちらからの簡易な相談に対応しているものでございまして、この弁護士の報償費でございますけれども、この件につきましては万五郎の土地改良事業の換地と清算につきまして異議の申し立てをいただいております。長年、この清算ができずにきた案件の解決に要するために地元の委員会とそして町が、長谷川事務所に相談をしたものに要した費用でございま

す。中身は事業費が1億9,800万円の清算金が対象費用になりまして弁護士の費用の基準に照らし合わせますと800万円ほどになるわけでありましてけれども、これを100万円ということでお支払いをさせていただき、地元が2分の1、2分の1を町がということ50万円をここで盛らせていただいたものでございます。以上でございます。

○議長

よろしいですか。

○船木（7番）

弁護士費用が800万円ほどかかるということですか。その100万を地元と分担したということでしょうか。

○総務課長

弁護士ですね費用基準というのがございまして、清算金ですねその対象になる額がですね1億9,800万円という事業費でありますので、それでいきますと800万円ほどがですね弁護士の費用の基準になるようであります。それですが町、今までいろいろなことをお願いをしてきてる経過もありまして100万円ということでお話をいただきまして、それでその内の2分の1、50万円を町の方で負担をさせていただくものでございます。

○議長

よろしいですか。

○船木（7番）

はい。

○根橋（3番）

2点、お伺いしますが、17ページの乗り合いタクシー運行事業委託費249万9,000円ということなんですがこのシステム等の政策委託ということですが、これは随契を予定しているのか、それとも競争なり、合見積というような形で実質的に競争の形で執行できるのかどうかを伺いたしたいと思います。それから28ページの観光事業の負担金、補助及び交付金なんですけれども、これの用途ですかね、用途の内容と目的とする具体的な行政目的は何かをお伺いしたいと思います。

○まちづくり政策課長

只今のご質問のですね、17ページの委託料でありますけれども、こちらにつきま

してはですね1年半ほど前からですね私どもの公共システムのアドバイスをいただいている業者の方にですね一応は随意契約を考えておりますけれども、ほかのですね業者とのですね兼ね合いも含めてですね、合見積も考えて対応したいと思っております。基本的には随意契約で考えております。

○産業振興課長

28ページの負担金、補助金でありますけれども負担金の15万円につきましては冬のほたる実行委員会への負担金ということで、辰年の最後を飾るファイナル花火を上げるための費用ということで15万円であります。それから補助金の30万円につきましては、水森かおり、伊藤薫氏の「辰野の雨」のキャンペーン等の関係に招致活動等の費用であります。以上です。

○議 長

よろしですか。

○根橋（3番）

はい。

○議 長

ほかにありませんか。

○堀内（4番）

ちょっと関連質問させていただきます。さきほど防衛施設の関係の町道の関係の改良工事の話がありました。100%事業ということで、行うという話の状況でしたんですが、収入の方の関係の補助を見ますと211万1,000円という形の状況ですが、支出の方の関係の土木の30ページの所見見ますと226万1,000円も、っていう形の状況になってこれ100%ではない状況なんですけど、これは地元、やっぱ町の負担があるという形の状況なのかっていうことと、もう1点はこれは設計委託という話になってますんで、実際的な工事はいつ行われ、その費用はどういう形の状況になるかお答え願いたいと思います。

○建設水道課長

30ページですが委託料につきましては226万1,000円を盛らしていただいております。今回補正については211万1,000円。給与の方から流用というような形の中において事務費というものがございますので、100%補助という形で進めております。それについて100%ということがございますのでご理解いただきたいと思います。

す。

○建設水道課長

申し訳ございません。事業実施でございますが、来年度は用地の補償、そして翌年度から2箇年ぐらいかけてまして工事という形になるのではないかっていうことで、現在事業化を進めております。以上でございます。

○議 長

よろしいですか。

○堀内（4番）

はい。

○議 長

ほかにありませんか。

○宮下（11番）

32ページと33、34に関連ですが教育費の中の事務局事務というと、この中のこの給料ですけれども、小学校管理事務費の307万8,000円増と、その裏の今度は小学校給食事務が減額になっております。それと社会教育事務費の給料が増額になっているんですけども、これは異動等によるものか、退職でこういう変更があったのか、ちょっと金額が大きいんですけども、何か関連があるのかお伺いします。

○教育次長

只今のご質問でございますが、32ページの小学校管理事務の増額とそれから33ページの小学校給食事務の減額につきましては職員1名の人事異動によるものでございます。それから34ページの社会教育総務事務につきましては、さきほどの学校給食と管理事務は1名の人員の増減によるものでございます。それから社会教育総務事務につきましては人事異動による増でございます。以上です。

○議 長

よろしいですか。

○宮下（11番）

はい。

○議 長

ほかにありませんか。

○岩田（2番）

35ページ教育費でございますけれども、07の美術館管理運営事業の中の中川紀元先生の油彩作品1点購入ということですが、これのいきさつと、それから号数をお願いしたいと思います。

○教育次長

この中川紀元の油彩作品1点購入につきましては、町内の所有者から売却の打診がございまして、美術館の収蔵品としてふさわしく活用が見込めるということで、また価格も妥当であることから購入することとしたいものであります。号数につきましては12号の南無観世音菩薩ということで、制作が昭和24年1949年の作品でございます。

○議 長

よろしいですか。

○岩田（2番）

はい。

○議 長

ほかにありませんか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第6号、平成24年度辰野町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決めるにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。日程第7、議案第12号、平成24年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第12号、平成24年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案

は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第12号は、原案のとおり可決されました。日程第8、議案第14号、平成24年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○堀内(4番)

13ページと14ページをご覧いただきたいと思います。13ページの所で介護給付準備基金として1,107.7万円を積立するというので、これは県の方の関係から949万円が支払われるという形の状況になります。それで一般の財源から158万7,000円をというので一般財源入るんですけども、これは県からの基金積立に対して町とすれば、やっぱり何%を積立の必要があるかという基準があるのかという内容と、もう1点は予備費の所に140万円ございます。これは何か目的があつたのか、あるいは逆にこれが目的がなければ、今いった基金の方へ一般財政から158万入れるんですが、その全額を、予備費の分を入れればこの金額を一般会計から入れる必要ないんじゃないかと思っておりますが、その見解をお願いしたいと思います。

○保健福祉課長

この基金積立金につきましては、県からですねやはり財政安定化基金ということで949万円の交付がございました。これにつきましては第5期の保険料の上昇率が非常に大きいということで特例ということで交付されたものです。したがってこの交付金につきましては24年度25年度26年度、第5期の中で使われていくということで基金の方に積立をして使用していくということでございます。それから繰越金、すみません。あとですね一般財源の方で158万7,000円と次のページの予備費の140万円につきましては繰越金と支払基金の方から還付金が、過年度分の還付金というのがちょっとありましたので、これを振り分けてですね、基金と予備費に充てていきたいと。で予備費、当初予算10万円ということで盛っておりますが、140万円増やして150万円ということで介護保険会計の年度末の支払い等の中で調整ということで予備費を150万円の、きりの良いものにして残りを基金に積み立てていくというようなことでさせていただきたいということで盛らせていただきま

した。以上です。

○議長

よろしいですか。

○堀内（４番）

はい。

○議長

ほかにありませんか。

（なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第14号、平成24年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第14号は、原案のとおり可決されました。日程第9、請願・陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に、総務産業常任委員会に付託となりました、陳情第15号、すべての原子力発電所再稼働の中止を求める意見書の提出を求める陳情書、継続審査になっています、陳情第10号オスプレイの在沖米軍普天間基地配備と長野県上空を含む国内低空飛行訓練の中止を求める意見書の採択を求める陳情、陳情第11号、危険な米軍輸送機オスプレイの配備・訓練中止を求める意見書提出を求める陳情書について総務産業常任委員長、船木善司議員より審査結果の報告を求めます。

○総務産業常任委員長（船木）

陳情の審査の結果を報告いたします。去る12月3日当委員会に付託されました陳情第15号、すべての原子力発電所再稼働の中止を求める意見書の提出を求める陳情書、1件について12日委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。以下、委員会の審査内容に沿って報告いたします。陳情第15号、すべての原子力発電所再稼働の中止を求める意見書の提出を求める陳情書。陳情者、上伊那医療生活協同組合まちづくり委員会、委員長、百瀬深氏。この陳情は、すべての原子力発電所再稼働の中止を求める意見書を国会及び国宛て提出を求めるとした陳情です。委員から、賛成

意見として国民の命を何よりも最優先に考えるべきであるとの意見。2つとして即停止といっても雇用は発生している。政治的にも危ない原子力に頼らないと決めることが大切だろう。一方、反対意見として原子力発電に頼らなくて済むならば良いが、事故以来、節電に努めているものの企業の節電は限界に達しているとのデータが出ており、原子力発電を停止すれば企業の国外進出は更に増え、雇用もなくなり日本経済は破綻する。代替エネルギーが確保できるまで原発稼働はやむを得ない。2つとして、ドイツは脱原発に踏み切るも国外からの原発エネルギーを購入しており国策は矛盾している。更に電力抑制をするならば日本企業の空洞化に拍車がかかり日本は破滅する。3、原発がある以上、コントロール技術を持つことが日本に課せられた使命と考える。原発制御化最優先である。などの意見が出されました。採決の結果、意見書提出に賛成1名、反対5名で不採択と決しました。なお、この陳情審査には2名の傍聴者がありました。

次に9月議会で継続審査になっておりました陳情10号、陳情11号について今定例会で審査を行いましたので、その審査結果を報告いたします。陳情第10号オスプレイの在沖米軍普天間基地配備と長野県上空を含む国内低空飛行訓練の中止を求める意見書の採択を求める陳情。陳情者、上伊那地区憲法を守る会、上伊那地区労働組合会議議長、赤羽知道氏。陳情第11号、危険な米軍輸送機オスプレイの配備・訓練中止を求める意見書提出を求める陳情書。陳情者、上伊那医療生活協同組合理事長、小林伸陽氏。両陳情はいずれもオスプレイの配備、訓練中止を求めているものであり前回一括審査の経緯も踏まえ今回も一括審査としました。賛成意見として、時間経過とともに状況の変化も見られ、両陳情とも提出することに賛成である。反対意見として委員会審査で継続審査としたあと、本会議に発議第4号、オスプレイの配備と低空飛行訓練の中止を求める意見書が提出され、否決されたため結論は出ているとの意見が出されました。採決の結果、賛成1名、反対5名で不採択と決しました。ここに委員会における審査結果を報告し、全議員の賛同をいただきますようお願いするものです。以上、委員長報告とします。

○議長

委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。まず、陳情第15号、すべての原子力発電所再稼働の中止を求める意見書の提出を求める陳情書について。はじめに質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

続いて討論を行います。ありませんか。委員長報告が不採択です。委員長報告に反対者の発言を求めます。

○根橋（3番）

陳情第15号、すべての原子力発電所再稼働の中止を求める意見書の提出を求める陳情書の採択を求める立場から討論をいたしたいと思います。

本陳情は2011年3月11日の事故を受けて、二度と悲惨な事故を起こさないために原発ゼロを決断し、エネルギーの中心を自然エネルギーへ転換するべきとの立場から政府に対して全ての原子力発電所、再稼働を直ちに中止することを求める意見書の提出を求める陳情であります。原発事故以来、大飯を除く全ての原発は現在停止しており、国の原子力規制委員会は各原発の耐震性など安全性についての再評価に着手をしております。同委員会の現地調査により福井県の日本原子力発電敦賀原発については、その2号機直下に活断層の存在が明らかとなり廃炉が濃厚と報道をされております。また青森県の東北電力東通原発についてはその敷地内に活断層が存在する可能性を公表しております。これらの原発については今までは安全性に問題は無いという説明で経過してきたものであります。福島第一原発でもそうであったように、作られた安全神話によりまして原発建設が行われたことは明白であり、他の原発が果たして安全なのかどうかは立地自治体、及び周辺自治体だけでなく全国民の重大な関心事であります。なぜなら、もし再びどこかで原発の事故が起きればもはや取り返しのつかないこととなるからであります。即ちこの狭い日本ではどこかに避難をする場所などなく被災地域は大混乱となり、地域社会は崩壊してしまいます。このことは福島の現状を見れば火を見るより明らかであります。原発がなければ経済が立ち行かないという意見がありますが、現在の福島において汚染された地域で経済活動が成り立つのでしょうか。優先順位を取り違えた根本的に間違った議論であります。国民が安心安全に暮らすことができはじめて様々な活動ができるのであり、経済活動も例外ではありません。よって今大切なことは今日の科学技術ではコントロールしきれず、使用済み核燃料の処分方法が確立されず、更には除染、廃炉、使用済み核燃料の処分などの費用を積算すれば、最もコストがかかると言われる原発は直ちに止めて、当面は火力、水力などに依存しながら科学技

術の総力を挙げて、将来は自然エネルギーに転換していくことが求められていると考えます。廃炉までには数十年かかると言われ、廃炉技術もこれから開発しながらの工程であり、使用済み核燃料もただ貯蔵をしているだけという現状であるのに今後原発を再稼動していくということは、原発の危険や莫大な費用の負担を後世に残していくことになり、今を生きる人の親としては到底耐えられるものではありません。以上から本陳情は時宜を得たものであり、採択すべきと考えます。

○議長

次に委員長報告に賛成者の発言を求めます。

○熊谷（6番）

委員長報告に賛成の立場から意見を申し上げます。今回の衆議院選挙では原発の今後についてが大きな争点となりました。即時脱原発依存とか、2030年代に原発廃止とかの主張はされてきましたが、中身についての議論は殆どされておりません。どのようにすれば原発依存しないですむのか、の発言を聞くことはできませんでした。なぜ、脱原発の具体案を示せないのか。それは今後このまま原発停止、そして廃炉に向かうためには新たな火力発電所の建設が必要になるからであります。現在の生活を続けるためには石炭、またはLEG、LNG、即ち天然ガスの火力発電を増設する以外に方法がないわけであります。再生可能エネルギーの全エネルギーに占める割合が10%を超えるのはいつのことでしょうか。予測もつきません。原発停止の現状をカバーするために今、電力会社では長期間停止中であった火力発電プラントを応急処置をして、再稼動させているのが実態であります。火力発電所はCO₂削減という世界的な課題に逆行するために、声を大にして発言することをためらう風潮があります。しかしながら原発を取るか、火力発電を取るかの判断が必要になっていると私は考えるわけです。一方、火力発電のもう1つの問題は経済性にあり、国内全ての原子力発電所の運転停止が続く場合、石炭、石油、LNGの輸入額は年間5兆円にも上ると見込まれています。現にこの秋は、貿易収支が赤字に転落してしまいました。直近の11月は9,000億円の赤字と言いますから想像を絶する額になってまいりました。そこで「皆で節電をしましょう」となるわけですが、基本的な生活パターンを変えてまで徹底できないでいるわけですから、これも限界が見えてます。さて、昨今の国内の電気産業の状況をみてみますと、危機的状況と言えるのではないのでしょうか。今まで日本を牽引してきた名だたる有名企業が

3,000億円とか7,000億円とかいった額の損失を出し、リストラにあえいでいます。その下請けの底辺は広く、その影響が身近なものとなってきました。現に伊那谷の製造業において、11月は借金返済の延滞の申し込みが増加している、とのことです。「この秋の景気の冷え込みはリーマンショック以上に深刻だ」との声が出ています。電力は全ての産業の要であります。日本の産業再生のためには安定した安価で良質な電力の供給がどうしても必要なわけです。ここで意見をまとめます。当面の再稼働の問題と長期的な脱原発依存の問題を分けて考えることが、この原発問題を考える上で最も重要なこと。これを主張しまして私の意見といたします。

○議 長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

○議 長

討論を終結します。これより陳情第15号、すべての原子力発電所再稼働の中止を求める意見書の提出を求める陳情書を採決いたします。反対の意見がありましたので起立により採決します。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は不採択であります。ここで念のため申し上げます。委員長報告は不採択であります。議事の整理上、採択することについての表決をとります。この陳情書について採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 2名)

○議 長

起立少数であります。よって陳情第15号は委員長報告のとおり不採択と決しました。次に陳情第10号、オスプレイの在沖米軍普天間基地配備と長野県上空を含む国内低空飛行訓練の中止を求める意見書の採択を求める陳情について。まず質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

続いて討論を行います。ありませんか。

(討論 なし)

○議 長

これより陳情第10号、オスプレイの在沖米軍普天間基地配備と長野県上空を含む

国内低空飛行訓練の中止を求める意見書の採択を求める陳情を採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって陳情第10号は委員長報告のとおり不採択と決しました。次に陳情第11号、危険な米軍輸送機オスプレイの配備・訓練中止を求める意見書提出を求める陳情書についてですが、すでに同じ内容の陳情書が不採択とされていますので、陳情第11号、危険な米軍輸送機オスプレイの配備・訓練中止を求める意見書提出を求める陳情書は、不採択とされたものとみなします。続いて、福祉教育常任委員会に付託となりました陳情第13号、安心できる介護保険制度の実現を求める陳情書、陳情第14号、安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書について福祉教育常任委員長、中村守夫議員より審査結果の報告を求めます。

○福祉教育常任委員長(中村)

福祉教育常任委員会に付託されました陳情2件につきまして報告いたします。去る12日委員全員出席のもと、参考人として町の担当職員に同席を求め当委員会に付託されました陳情第13号、安心できる介護保険制度の実現を求める陳情書。陳情第14号、安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書の2件について副委員長より各陳情書、意見書(案)の朗読後、慎重に審査を行いました。以下、委員会の審査内容に沿って報告いたします。陳情第13号、安心できる介護保険制度の実現を求める陳情書。提出者、長野県医療労働組合連合会、執行委員長、小林吟子氏。本陳情は、安全・安心の介護の提供と介護の専門性が発揮できる介護現場にするため、介護職員の大幅増員と処遇改善を求める意見書を政府並びに関係行政官庁に提出することを要望する陳情であります。参考人に対しての質問に、辰野町の介護保険料平均は月額4,390円で上伊那では安い方から3番目、県下63保険者で11番目です、との回答でした。町内のデイサービスの実態は、の質問に7時間未満のサービスを提供しているデイサービスは、町内にはない。各事業所は7時間以上やっているが、町内では介護サービスの質の向上を目指している事業所が多いのが現状である、との回答でした。処遇について、資格があり夢を持ってい

る若者がいても、収入が伴わず仕事はきつい。結婚したいが賃金が安いから辞めて他の仕事を探す。若い既婚女性は育児休暇がなかなか取れず、子どもができれば辞めなくてはならない。ヘルパーの生活援助の時間区分が1時間から45分となり、サービスの悪化が懸念されているが、辰野町はその弊害はまだ出ていないようです、といった説明もありました。陳情は妥当であり、意見書を提出すべきとして委員全員一致で採択に決しました。陳情第14号、安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書。提出者、長野県医療労働組合連合会、執行委員長、小林吟子氏。看護師等勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤交代制労働者の勤務環境改善は緊急の課題、とした厚生労働省が2011年6月発出した5局長連名の通知を実効果あるものにするため、医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、持続可能な医療提供体制、安全・安心な医療・介護の実現を求める意見書を政府並びに関係行政官庁に提出することを要望する陳情であります。参考人に対し、辰野病院の現状は、との質問に辰野病院の看護師体制は3交替の1日8時間としている。病棟の看護師・准看護師は現在38名おりますが、来年4月までに増員の予定があり、人数的には100床までは対処できるかといったところです。看護助手は10人くらいおりますが夜勤はなく看護師の助手をしています。1週間38時間勤務として平均すると夜勤者の12時間間隔の勤務体制は可能ですが、必ず12時間間隔とすることは無理です。との回答でした。伊那谷の医師・看護師不足に対し今後、広域連合も取り組んでいって欲しいので、病院を持っている辰野町から発信が必要であると思います、とも話しておりました。陳情は妥当であり、意見書を提出すべきとして委員全員一致で採択に決しました。以上、委員会における審査結果を報告し提案いたしますので、全議員の賛同をいただきますようお願いし委員長報告といたします。

○議長

委員長報告に対する質疑・討論・採決を行います。まず、陳情第13号、安心できる介護保険制度の実現を求める陳情書について質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑・討論を終結いたします。これより陳情第13号、安心できる介護保険制度の

実現を求める陳情書についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって陳情第13号は委員長報告のとおり採択と決しました。次に陳情第14号、安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書について、質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより陳情第14号、安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書を採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって陳情第14号は委員長報告のとおり採択と決しました。日程第10、追加提出議案の審議についてを議題といたします。議案第18号、証人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第18号、証人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を説明申し上げます。平成24年の9月に地方自治法の一部を改正する法律が交付されたことに伴いまして、町の条例改正の必要を認めたためここで追加提案をさせていただいたものでございます。この条例は行政委員会等に承認、参考人、それから関係人の出頭を伴う場合に費用弁償の支給に関しまして、規定をしている町の条例でございます。その中で第2条の1号は議会関係の会議に参考人、承認、それから関係者の出頭を求めた場合の費用弁償について、それを支給することを規定している条項であります。去る9月の地方自治法の一部改正によりまして地方議会制度の一連の改正がなされる中で、本会議においても公聴会を開催することや、また参考人の招致をすることができることとなりまして、委員

会に関する規定が簡素化されたことも含めまして条例を改正したいものでありますが、この法律の条項を引用している関係で現行条例の改正が必要になってきているわけであります。第2条第1号中にあります、109条の第6項でありますけれどもこちらは常任委員会に出頭した参考人を定めておりまして、109条の2第5項につきましては議会運営委員会の参考人、そして110条第5項につきましては特別委員会に出頭をした参考人を規定しています。109条の5項は常任委員会が公聴会を開いた際に利害関係を有するもの、あるいは学識経験者等に出頭を願った場合のことを規定しております。改正条例にありましては115条の第2項では議会本会議に出頭した参考人を規定しておりまして、109条の5項では各委員会についても本会議の出頭の参考人と同じように同様に準ずるという規定であります。115条の2第1項は公聴会を開いた際にその利害関係者を有する方、あるいは学識経験者から意見を聞いた場合に、それに出頭した方を指定をしているわけであります。これらの議会に出頭していただいた際の費用弁償を支給をするという内容でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第18号、証人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第18号は原案のとおり可決されました。日程第11、議員提出議案の審議についてを議題といたします。発議第1号、辰野町議会委員会条例の一部を改正する条例について。発議第2号、辰野町議会会議規則の一部を改正する規則について。以上2件を一括議題といたします。提出者であります岩田清議員より趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（岩田）

発議第1号、辰野町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして趣旨説明を申し上げます。近年、地方自治に関する議会諸制度におきましてより一層の自由度を高めるという観点から、地方自治法の一部改正が行われました。この中において「委員会の選任等については条例で定めるもの」と明記されたことにより、第8条に3つの関係する項目を加えるものであります。この条例は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行するものであります。続きまして、発議第2号辰野町議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、同じく地方自治法の一部改正により、議会の本会議におきましても委員会と同様、予算そのほかの重要な議案、請願等について公聴会を開催し、利害関係者、識見を有する者等から意見を聞くことができるものとされたこと。更には調査、または審査のため必要があるときは参考人の出頭を求めることができるようになったことなどにより、第14章を公聴会、第15章を参考人に改め、以下条文を繰り下げるものであります。この規則は公布の日から施行するものであります。以上、趣旨説明を申し上げます。全議員賛同の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。はじめに発議第1号、辰野町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって発議第1号は、原案のとおり可決されました。次に発議第2号、辰野町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって発議第2号は、原案のとおり可決されました。発議第3号、安心できる介護保険制度の実現を求める意見書の提出について。発議第4号、安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善、大幅増員を求める意見書の提出について。以上、2件を一括議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第3号、第4号 朗読)

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。はじめに発議第3号、安心できる介護保険制度の実現を求める意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって発議第3号は原案のとおり可決されました。次に、発議第4号、安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善、大幅増員を求める意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって発議第4号は、原案のとおり可決されました。日程第12、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から別紙のとおり、「閉会中の継続審査申し出書」が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第72条の規定により各委員長申し出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。ここで、町長から挨拶を受けます。

○町 長

議会閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。12月3日から始まりました12月議会でございますが、長丁場大変にご苦労さまでございました。議案の審議、あるいはまた委員会でのまた審査、そしてまた一般質問等々、大変にご苦労おかけいたしました。原案が全て可決させていただきましたことをありがたく御礼を申し上げます。さて、今朝も丁度年末の歳末警戒中で消防団は頑張ってくれておりますが、それへもちまして7分団、8分団へ消防ポンプが1台ずつ配備の入魂式が行われたところでもあります。普通自動車ポンプ最新式のものであります。その時にもちよっとお話申し上げたんですけれども、今、国庫補助が全然付かないという形になりました。町独自で各市町村は買わなきゃならない。もちろん起債も使いますけれども、起債の返済を各市町村でやるっていうことは全額町負担であります。ただ付くのはどういふのかって言いますと、広域へ出動する自動車ポンプについて付くと、こういうふうなことで総務省、消防庁が決定してきたものであります。この2年ほどそうであります。と申しますのはやはり広域消防の誘導で飴と鞭で広域消防を進める所はそういう出動をするポンプに対して予算を付ける。他町村へ出ていかない消防ポンプは自分たちで勝手にやれとこういうことであります。決して強制はしない、民主主義だからと、自由になって言いながら事実上はそのように仕向けているのが国の官僚の皆さん方の仕事であります。今回の衆議院選でもまたその話も出てくるわけでありましてけれども、現在はそんなことはせずとも上伊那広域はデジタル化、消防無線のデジタル化、これはどうしてもしなきゃならん、時代的要求であります。これは1つの市町村毎にやってますと莫大なお金と余力が相当あるのに莫大なお金で小さく各町市町村がしなきゃならんということは不合理だということで、そんな飴と鞭を使わずとも、上伊那は消防は一本化していこうというようなことやっているにも拘わらず、相変わらずそのようなことが進められていると、こういうことで大変ふがいなく、切なく思うところであります。今度の衆議院選で各党が裏に評定表まで出してまいりませんでしたけれども、既に10月9月くらいから言われているこ

とに民主党も自民党も三極、四極はちょっと分かりませんが多くの多数党は道州制というものをやはり官僚に言われて進めようとしています。TPPの問題もありますが、それもそれはいろんなことになっておりますけれども、道州制っていうことになると、また大変で、この間、平成の合併が終わったあとなのにその検証もせず、また道州制を進める。しかし頭の良い皆さん方でありますので、上手に言葉は巧みに使っております。基礎自治体は大事にしよう、ということです。

「ああじゃあ市町村はこのようなままで合併するとことは合併し、しない所はしないで良いのかな」と思いましたら、基礎自治体は大事にする。2番目に権限委譲をしておりますので、それを受け入れるだけの基礎地自治体を力をつけて欲しい。したがって一町村は20万都市ぐらいとしたいということでありますから強制合併です。これは大変なことになりまして、また先日の11月の末に行われました全国町村長大会、NHKホールでやったことに対しましてはそこで大反対で決議いたしまして、国の方へ要望いたしましたけれども、そんなに基礎自治体が大きくなりますと中心地へ行くのが大変、また上伊那で言いますと中心の市の所へ、中核的な都市になっていくでしょうが、辰野から議員さんが2人ぐらい、中核の市、大きい所になりますと4、5人ぐらい。今の丁度広域の議員と同じような形になるのかな。もっと減らされるのかな。こんなこともちょっと見えてきます。区長会っていいですと区の方も再編成しろと。それでも辰野では10ぐらいになるでしょう。上伊那全部ですから何百という、何百人という区長さんが中心の伊那市の方へでも集まっているいろんな会合をするようになり大変不便でありますし、それでまず国民一人ひとりの声を通じるかどうか、というようなことももう少し考えてもらわないと、やはり国の方はお金がなくなってくると地方交付税をせつかく今民主党が元へ戻してくれました。自民党がドンドン下げてきました。このことだけは事実であります。民主党は元へ戻してくれました。これをまた減らしたいという方向でいきますので、今のまま減らすとまた相当の軋轢が出ますので、合併させて、合併させれば今まで貰ってた分の合計の交付税より減らして出すという、こういうことあります。県はなくなって、日本がいくつになるか分かりませんが10ぐらいの州になるだろうと。このへんは東京へ行くよりも、その州庁っていうんですかね、県庁ですから州庁のある所へ行く方が遠くなるんじゃないか。まあいろんなことありますし、長野県は八つ裂きになるだろうと思われまして、とんでもないことを地方の意見聞かずに考えてる

中央でありますので、今度また自民党が政権取ったわけでありまして、皆さん方もお願いをしていただいて、そして、とにかく国民一人ひとりの気持ちを裏切らないような、積極的応援もあるし消極的応援も支援もあってああいう票が出たとも言われてる部分もありますので、是非話をさせていただき、我々も県、国の方へかけあって一人ひとりの国民の本当の権利、そして声というものを無視しないような政治を行っていただくようお互いをお願いをしていきたいと、こんなふうに思っております。丁度、議会の終わるちょっと前に衆議院選がありましたし、今日消防ポンプがそんな状態で2台入れたので、関連でお話を申し上げました。いずれにしましても大変な景気の時の年越しになるわけでございますが、議員各位におかれましては町民皆さま方一人ひとりとともに無事、年を越していただき、良い正月を迎えていただきたいと思います。心より祈念申し上げまして12月議会に対しましてのお礼の言葉といたします。大変にありがとうございました。

○議 長

以上で、本日の会議を閉じます。これをもちまして12月3日に開会いたしました平成24年第8回辰野町議会定例会を閉会といたします。17日間にわたる長丁場、大変ご苦労様でございました。

10. 閉会の時期

12月19日 午後 4時 27分 閉会

この議事録は、議会事務局長 飯澤誠、庶務係長 赤羽裕治の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 5 番

署名議員 7 番